

各種奨学金制度等のご案内（高等学校等）

※令和6年11月1日時点の予定であり、変更となる可能性があります。詳しくは、各機関にご確認願います。

実施主体	名 称	対 象 者	学校区分	金 額	期間等	主な提出書類	返還方法	申込期間	問い合わせ先
帯広市	入学支度金	・大学等に入学する予定の方の保護者が次の要件を満たしている方 ①住民基本台帳法に基づき本市の住民票に記録されていること ②学校等に入学するための準備に要する費用の支弁が困難であること。 （令和6年度入学予定であること。） ※保護者の年収の合計が基準以内であること （目安：4人世帯の給与所得者の年収670万円程度以下）	高校全般 （高等専門学校含む） 大学・短大 専修学校 （専門課程）	10万・30万・50万から選択	入学前	◎入学支度金申請時（～令和7年2月7日まで） ・入学支度金申請書 ・住民票(世帯全員) ・所得を証明する書類 ◎入学支度金貸与決定後(令和7年2月下旬～3月頃) ・合格通知書 ・借用証書 ・印鑑証明書(本人・保護者)等	・返還開始から48カ月以内 （ただし、貸与金額10万円の場合は、36ヵ月以内）	・1月6日～2月7日まで	帯広市教育委員会 学校教育課 （西5南7、市役所8階） ℡ 0155-65-4203（直通） https://www.city.obihoro.hokkaido.jp/ 奨学金 入学支度  
	帯広市奨学金（高等学校）	・帯広市の住民基本台帳に記載されている方の子弟で、次の要件を満たしている方 ①高等学校に在学していること ②経済的理由により修学が困難であること ※保護者の年収の合計が基準以内であること （目安：4人世帯の給与所得者の年収670万円程度以下） ③学業が優秀で、かつ身体健全であること	高校全般 （高等専門学校含む）	・7,000円/月 ※5月に2か月分を、6月以降は毎月その月の分を振込み	在学期間	・奨学金申請書 ・住民票(世帯全員) ・所得を証明する書類 ・奨学生推薦書 ・在学証明書等	・貸付終了後、7年以内に返還 ・年賦、半年賦、月賦(定額方式又は段階方式)のいずれかを選択		
北海道	北海道公立高等学校定時課程及び通信制課程生徒学資金	・道内の公立高校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒で次の要件を満たす者 ①経常的收入を得る職業(アルバイトも可)に就いている者 ②経済的理由により就学困難な者で年間の収入(見込)が基準内である者	公立	・14,000円/月	在学期間 （最大4年間）	・申請書 ・在学学校長の推薦 ・在職証明書 ・収入に関する証明書類等	・卒業した場合には返還免除 ・退学から6ヵ月後から一定期間内に返還	・4月分は4月20日まで ・5月分以降は毎月5日まで	在学する高校
	北海道母子・父子・寡婦福祉資金（就学支度資金）	・ひとり親家庭の子 ・父母のない子(20歳未満)	高校全般	・私立高校（自宅通学）410,000円以内、(自宅外通学) 420,000円以内 ・国公立高校(自宅通学) 150,000円以内、(自宅外通学) 160,000円以内	入学時	・合格通知書 ・経費内訳及び納入期限が明記されている書類 ・印鑑証明書(保証人・本人) ・所得証明書(保証人・本人) ・戸籍謄本 等	・卒業後6ヶ月据置き ・据置期間経過後20年以内に償還 ※学校種別により5年以内に償還の場合があります。	・随時 ※事前相談が必要です。	十勝総合振興局保健環境部 社会福祉課子ども子育て支援室 子ども子育て支援係 （東3条南3丁目） ℡ 0155-27-8704
	北海道母子・父子・寡婦福祉資金（修学資金）			・私立高校（自宅通学） 45,000円/月以内、(自宅外通学) 52,500円/月以内 ・国公立高校(自宅通学) 27,000円/月以内、(自宅外通学) 34,500円/月以内 ※貸付額は学年によって異なる場合があります。	在学期間	・在学証明書(原本) ・経費内訳及び納入期限が明記されている書類 ・印鑑証明書(保証人・本人) ・所得証明書(保証人・本人) ・戸籍謄本 等		・入学後、随時 ※事前相談が必要です。	
北海道高等学校奨学会	(公財)北海道高等学校奨学会 私立高等学校入学資金貸付金	・道内の私立高等学校(全日制)に入学した者。 ・生活保護又は市町村民税非課税である世帯の子弟。		・20万円以内 （各学校の入学一時金または200,000円のいずれか低い額）	入学金として （貸付金の交付は6月）	・申込書 ・生活保護受給証明書又は市町村民税課税証明書	・貸付を受けた年の翌年の4月から12年以内に半年賦で返還。	・4月中(締切は学校で設定)	・入学予定の私立高校 ・(公財)北海道高等学校奨学会 ℡ 011-222-6166
	(公財)北海道高等学校奨学会 高等学校等生徒奨学事業奨学金	・高等学校等に在学し学業に精励し修学の見込みがあり経済的理由により修学困難な者で、原則としてその保護者が道内に住所を有する者。	高校全般 専修学校 （高等課程）	・国・公立(10,000円、15,000円、20,000円、25,000円/月) ・私立 (10,000円、15,000円、20,000円、25,000円、30,000円、35,000円/月) 該当する区分の月額の中から一つを選択する。	最短修業年限の終期まで （ただし通算4年を限度）	・願書 ・収入に関する証明書	・貸付終了後、1年間据置き、12年以内に半年賦、年賦のいずれかの方法で返還。	・5月～6月中 （締切は学校で設定）	(公財)北海道高等学校奨学会 (札幌市中央区北1西6) ℡ 011-222-6166
公益社団法人北海道交通安全推進委員会	入学奨学金	・交通事故が原因で、父母等を亡くしたり重度の後遺障害が残った父母等のお子さんが、道内の中学校、高等学校、高等専門学校、専修学校(高等・専門課程)に入学または在学する生徒を対象。	高校全般 高等専門学校	・私立高校 250,000円 ・公立高校 100,000円 ・高等専門学校 100,000円 ・専修学校(高等課程) 150,000円 ・専修学校(専門課程) 250,000円	入学時	・奨学生願書(添付書類として、家族の収入状況が把握できる書類) ・住民票(本籍及び戸籍筆頭者が記載されたもの)	(返還額及び期間等) 奨学生は、修学年限の終了した月の翌月から起算して1年を経過後、貸付を受けた奨学金を月賦、半年賦及び年賦のいずれかの方法で返還。 (1)返還額及び返還期間は、貸付終了時に奨学生と協議して決定する。 (2)返還額は、最低月額を原則5,000円以上とする。 (3)特別な事情により、返還月額5,000円以下を希望するときは、奨学生等から状況を確認し、当分の間承認する。なお、最低額は1,000円とする。 (4)返還期間は最短10年とし、最長65歳に達する月までとする。 (給付金) 奨学生が、貸付を受けた奨学金を規定の期間内に100分の70返還終了したときは、残り100分の30については返還不要とする。 【平成25年4月1日改正】	・随時受け付けておりますのでご相談ください。	公益社団法人 北海道交通安全推進委員会 （札幌市中央区北5条西6丁目第二道通ビル） ℡ 011-221-6666 ホームページアドレス http://www.slowly.or.jp 
	普通奨学金		専修学校 （高等課程） 専修学校 （専門課程） ※中学生も対象	・私立高校、専修学校（月額）10,000円、15,000円、20,000円、25,000円、30,000円、35,000円、40,000円の選択制 ・専修学校(専門課程) ・公立高校、高等専門学校(月額) 10,000円、15,000円、20,000円、25,000円、30,000円の選択制	在学期間	・交通事故証明書、在学証明書または合格通知書 ・交通事故による重度後遺障害に関する証明書(重度後遺障害が残った方のみ) ※奨学生願書は当会のホームページの交通遺児奨学生申請書(様式)をご利用ください。			
	お見舞金	・次のいずれかにも該当する方とします。 (1)交通事故により父母等を失った日において18歳未満であること (2)父母等を失ってから1年以内に申請があること (3)日本国籍を有し、かつ北海道に居住していること (4)保護者が北海道内に居住していること	小学校 中学校 高校 高等専門学校 ※乳幼児から中学生も対象	・1人あたり120,000円(1人につき1回限りとさせていただきます。)	申請を受理した月の翌月を予定	・支給申請書(第1号様式) ・戸籍謄本・住民票 ・交通事故証明書			
	給付金	・次のいずれかにも該当する方とします。 (1)交通事故により父母等を失った方又は交通事故により重度後遺障害(自動車損害賠償保障法施行令別表第1又は別表2(第1級から第3級に限る。))に該当する場合(当該重度後遺障害者と同程度と認められる後遺障害を含む。)となった父母等が就労できない家庭にある方 (2)乳幼児、主小学生、中学生及び中等教育学校生(前期課程)であること (3)日本国籍を有し、かつ北海道内に居住していること (4)経済的な理由により、給付金を支給することが適当であると認められること (5)保護者が北海道内に居住していること (6)交通遺児の支援を目的とした北海道内に所在する団体等から、返還義務のない奨学金の支給を受けていないこと	※乳幼児、小学生、中学生も対象	(1)給付金額 年 120,000円(ただし、年度途中で申請して給付決定された場合は、120,000円を12で除した額に、申請を受理した月の翌月からその年度の3月までの月数に乗じた額となります。) (2)支給期間 原則として、4月から翌年3月までの1年間です。(次年度以降も継続して給付金の支給を希望する場合には、毎年度申請が必要となります。)	原則として、4月から翌年3月までの1年間 (毎年度申請が必要)	・支給申請書(第1号様式) ・戸籍謄本・住民票 ・交通事故証明書 ・前年の収入を証明する書類 ・重度後遺障害に関する証明書	・返還不要	原則、毎年4月末日までに申請してください。	

北海道 社会福祉 協議会	教育支援資金 (就学支度費)	・低所得世帯で、他からの公的貸付制度、各種教育ローン等の活用を受けることが困難な方。 ただし、所得制限があります。 ・借入相談から申込み、貸付、償還中における民生委員の相談、援助活動を受けることが前提となっております。	高校全般 (高等専門学校含む)	・500,000円以内	入学時	・合格通知書、または入学許可証 ・入学時必要となる諸経費等が記載された書類 ・所得証明書等	・卒業後6か月以内据置き ・据置期間経過後20年以内(貸付額により期間の制限あり)	・新入学生 入学時期(2月末日まで) (申込から決定まで 約2ヶ月かかります。)	帯広市社会福祉協議会 総務課 (公園東町3丁目9-1グリーンプラザ内) TEL 21-2414
	教育支援資金 (教育支援費)			・35,000円/月以内(高校) ・60,000円/月以内(高等専門学校)	在学期間	・所得証明書等 ・新入学の場合は合格通知書 ・在学者については在学証明書 ・在学期間中必要となる諸経費等が記載された書類			
帯広市 社会福祉 協議会	災害遺児修学費	・帯広市に居住する生計中心者を失った家庭の交通遺児、労働労災遺児などの高校生等。	公・私立	・公立高校 3,000円/月 ・私立高校 5,000円/月	在学期間	・住民票・死亡診断書 ・交通事故証明書または労働災害の認定が確認できる書類 ・在学証明書	・返還不要	・年間随時	
日本政策 金融公庫	「国の教育ローン」 ※入学金、授業料、教科書代等	世帯の年収(事業所得者の方は所得)が次の金額以内の方 ・子どもの人数 ・給与所得者の方 ・事業所得者の方 1人 790万円 600万円 2人 890万円 690万円 3人 990万円 790万円 (注) 「子どもの人数」とは、申込みをされる方の世帯で扶養している子どもの人数をいいます。年齢、就学の有無を問いません。「4人以上」の場合は、ホームページを確認するか教育ローンコールセンターへ問い合わせしてください。 その他特例要件もありますので、詳しくはホームページを確認するか、教育ローンコールセンターに問い合わせしてください。	高校全般 (高等専門学校含む)	・融資額 お子さま1人につき350万円以内 一定の要件に該当する場合はお子さま1人につき450万円以内 ・金 利 年2.4%(固定金利・保証料別) 交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭、世帯年収200万円(所得132万円)以内の方または子ども3人以上(注)の世帯かつ世帯年収500万円(所得356万円)以内の方は年2.0%(固定金利・保証料別) (注)申込みをされる方の世帯で扶養している子どもの人数をいいます。年齢、就学の有無を問いません。 (令和6年5月1日現在) ・保 証 (公財)教育資金融資保証基金 連帯保証人(進学者、在学者の4親等以内の親族)による保証も可能(進学者、在学者の配偶者を除きます)	入学時 在学期間	・借入申込書 ・運転免許証またはパスポート ・世帯全員(続柄を含む)が記載された住民票の写し(原本)または住民票記載事項証明書(本籍地およびマイナンバーの記載がないもの) ・源泉徴収票または確定申告書(控) ・住宅ローン(または家賃)と公共料金の支払を確認できる預金通帳(最近6か月分以上) ・入学金の場合は合格を確認できる書類(合格通知書、入学許可証など) (注)合格前の申し込みの場合は不要です。ただし、申し込み後、契約時までに提出いただきます。 ・在学資金の場合は、在学を確認できる書類(学生証、在学証明書など)と使いみちが確認できる書類(授業料納付通知書、見積書など) ※ 提出された書類等(窓口でコピーした書類を含む)は返却しておりません。	・返済期間 18年以内。 ・元金据置期間 在学期間内 (在学期間内は利息のみの返済可能。元金据置期間は返済期間に含まれます。) ・返済方法 毎月元利均等返済 (ボーナス月増額返済も利用可能。この場合、ボーナス返済分は最大で融資額の1/2です。)	・年間随時 ※「入学金については、入学される月の翌月末までの融資となります。」	教育ローン コールセンター TEL 0570-008656 受付時間 月～金 9:00～19:00 祝日、年末年始(12月31日～1月3日)はご利用いただけません。
銀行等	銀行・労働金庫・信用金庫等の教育ローン	・市内各銀行・労働金庫・信用金庫等にお問い合わせください。							

※高校生等奨学給付金については、現在通われている高等学校等の事務室までお問い合わせください。

